

## よくあるご質問



**Q1** どのような場合に保険金が支払われますか

**A** 病気やケガで働けない時  
 病気やケガによって、就業障害となった場合が支払対象となります。その際には医師による診断書と、まったく仕事ができない状態が支払対象外期間を超えて続いたこと（医師の指示によることが前提）を確認します。この条件を満たせば入院中だけでなく通院中・医師の指示による自宅療養中などの場合でも補償します。

**Q2** どのような原因による就業障害が対象になりますか

**A** ほとんどの病気やケガが対象  
 病気であってもケガであってもほとんどすべて補償がされます。その発生が就業中・就業外問わず補償します（例えば、プライベートでのスポーツやレジャーによるケガでも補償します）。また、障害の発生場所は国内・海外を問いません（海外出張・旅行中の事故も補償します）。

**Q4** 退職となった場合はどうなりますか

**A** 就業障害が続く間は保険金は支払われる  
 退職された場合は、ご継続してご加入いただくことはできません。なお、就業障害となり保険金を受け取っている間に、やむなく退職した場合でも働けない状態が続くかぎり保険金の支払いは継続します。また、退職後の保険金の支払いを受けている期間中は保険料の支払義務はありません。

**Q5** 保険期間の途中で加入プランの変更はできますか

**A** 次年度継続手続きまで変更できない  
 できません。次年度の継続手続き時にプランをご変更いただきお申し込みをお願いします。

**Q3** 現在、すでにかかっている病気は補償の対象になりますか

**A** ご加入前の病気は対象外  
 ご加入日前にすでに発病と診断されている、または要治療との指摘を受けている病院やケガが原因で、ご加入日以降の12カ月以内に就業障害となった場合には保険金はお支払いできません。

## お申し込みは簡単!

### 補償額買増しオプションのお申し込み方法

お申し込み期間 2025年2月10日(月)～2月21日(金)  
 お申込み締切日 2025年2月21日(金) 秘書:町上 必着

**お申し込み方法**  
 ●同封の「加入依頼書兼告知書」に、希望するプランをチェックのうえ、必要事項をご記入しご署名ください。「加入依頼書兼告知書」は、2月21日(金)までに秘書:町上必着でお願いします。  
※内容を訂正する場合は、二重線で抹消後訂正印を押印またはご署名のうえ、改めてご記入ください。  
 GLTD制度は休職中の従業員の給与・ボーナスにかかわる重要な制度です。  
今年度は導入の初年度のため、GLTD制度の内容を認知いただいたかどうか確認したいと思います。そのため、補償額買増しオプションに加入しない場合でも、加入依頼書兼告知書を秘書:町上までご返送ください。  
(補償額買増しオプションに加入を希望しない方は、「加入しません」欄のみチェックをしてご返送ください。)

GLTD制度についてのお問合わせ、補償額買増しオプションへの申込みの方法など、取扱代理店である、ほけんの110番 担当者:八木までお気軽にお問合わせください。  
**担当 八木 080-6830-1338**  
受付時間 9:00～17:00(祝祭日を除く月～金)  
**お申込み締切日 2月21日(金) 必着**

保険料	同封の「加入依頼書兼告知書」に、補償額買増しオプションに加入する際の保険料が記載されていますので、ご確認ください。
加入資格	株式会社トミウンの従業員のうち2025年3月18日時点のご年齢が満65歳未満の方。 <small>※健康状態により、ご加入が出来ない場合や引受条件の制限を設けていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。</small>
保険開始日	●会社補償部分.....2024年10月18日午前0時から1年間 ●補償額買増しオプション.....2025年3月18日午前0時から1年間 <small>※保険期間1年のご契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、ご契約は自動継続契約となります。</small>
給与控除月	加入を申込んだオプションについて、保険料を給与から控除します。第1回目の保険料引き落としは2025年5月の給与からです。補償額買増しオプション保険料は募集後のご加入状況等により変動する場合があります。
税務上の取扱い	保険料のうち、一定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合2万8千円が、所得金額から控除されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。 ●保険料控除の取扱い/2024年12月現在
引受保険会社	<b>損害保険ジャパン株式会社</b> 〒760-0027 香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル2F 高松支店 高松第二支社 担当:平山 TEL. 050-3798-8234 FAX. 087-804-3303
取扱代理店	<b>株式会社ほけんの110番 高松マルナカ栗林南店</b> 〒761-8053 香川県高松市西ハゼ町字清水18 マルナカ栗林南店 TEL. 087-814-5182 FAX. 087-814-5183

※健康状況告知書や加入申込書記載事項(年齢・他保険加入状況等)により、ご契約のお引受けをお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。



従業員みなさまに

# 安心

して働いていただくために

株式会社トミウン  
 従業員みなさまへ



GLTD制度  
 補償額  
 買増しオプション

任意加入部分  
 のご案内



新しい福利厚生制度

# GLTD制度

傷病による長期療養時の給与補償制度  
 (団体長期障害所得補償保険)

GLTD制度は、傷病による休業期間中、会社からの給与支給がなくなった後も、私たちの生活がダメージを受けることのないようにある一定の収入の補償を行う制度です。  
 病気やケガによって長期間会社を休むことになった場合に、株式会社トミウンの従業員みなさまが生活の心配をすることなく療養に専念できる環境を創り出し、早期の就労復帰を支援することを目的としています。  
 給与・ボーナスの代わりに一定の収入を最長で65歳まで補償します。

病気やケガというのは、私たちの予想もしていないときに突然やってきます。そのときに困ることがないように、きちんと備えを用意する。それが新しいGLTD制度です。

個人で参加できる買増しオプション部分もございます。  
 ぜひ、この機会にご家族の方にもご相談いただきながらご検討ください。

※GLTDとは、英語のGroup Long Term Disabilityの頭文字をとったもの。長期間仕事ができない状態という意味です。

株式会社トミウン

本制度は、引受保険会社と締結した保険約款に基づき運営いたします。このパンフレットは、補償の内容についてわかりやすく説明したものです。詳細な補償の内容については、同封の「重要事項等説明書」等を併せてご確認ください。



補償額買増しオプションについては、次のページをご覧ください。➡

# こんなとき GLTD制度が必要!

私たちは現在の生活レベルを維持するためには、どれくらいの収入が必要なのでしょうか。傷病により会社からの収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりありません。あなたはどうか考えになりますか?

## Kさんの家の家計簿

長期間働くことができないと、会社からの収入が減少します…

長期傷病時に収入が減少しても、これらの支出は変わりません。そしてこの他にも、まだまだたくさんの支出があるはず…

40歳を過ぎてからの  
困窮・生活破綻

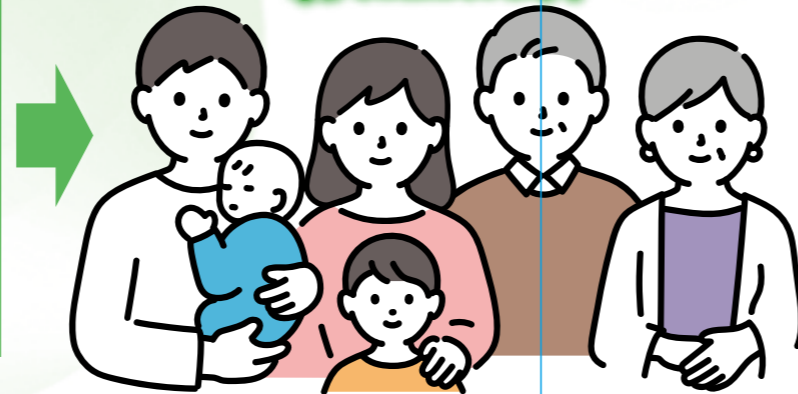
住宅ローンと  
教育費

食料	74,770円
住居	18,862円
光熱・水道	20,730円
家具・家事用具	10,854円
被服及び履物	13,099円
保健医療	11,295円
交通・通信	48,798円
教育	19,612円
教養娯楽	30,133円
その他の消費支出	61,439円
合計	309,592円

出典：総務省統計局  
「家計調査年報(家計収支編)平成28年度」

※上記は一例であり、家族構成・世帯収入により異なります。

GLTD制度は病気やケガにより長期間働くことができなくなった場合、最長65歳まで収入を補償します!



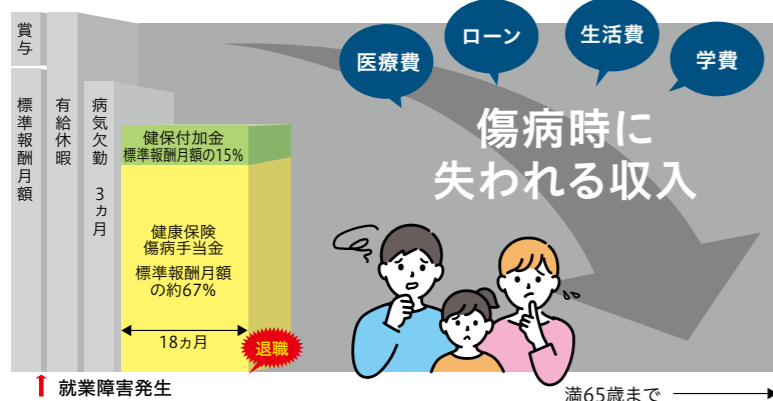
## GLTD制度の補償範囲 既存制度との比較表

リスク	死亡		就業障害		老後	入院		手術		通院	
	病気	ケガ	病気	ケガ		病気	ケガ	病気	ケガ		
各種保険					—	●	●	●	●	●	●
生命保険+入院特約	●	●				●	●	●	●	▲	▲
医療保険											
年金					●						
GLTD制度			●	●							

この部分を  
補償しています

上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は異なりますので、ご注意ください。

これまでの休業補償制度は…



上図は、これまでの休業補償制度を簡単に表しています。ある程度の補償はありますが、傷病が長期化した場合には、収入がまったくなくなってしまうなど、対応しきれていないということが分かります。

## 『補償額買増しオプション』で 補償額を買増し できます。

### 会社補償部分と任意加入部分

GLTD制度は、会社が補償を提供する部分と、社員個人が必要に応じて補償額を買増しするオプション(任意加入)部分から成り立っています。

### 「GLTD制度」会社補償部分

GLTD制度の会社補償部分は、社員のみなさまが傷病により欠勤・休職となり90日(支払対象外期間)を超えても仕事に復帰できない場合に、**月額給与の20%**の収入を補償いたします。この補償は働くことができない状態が続いている間、最長で満65歳(定年年齢)まで補償します。

### 補償額買増しオプション

社員のみなさまの中には、個人の事情により、会社補償部分だけでは「家族が1ヵ月生活するのに金額が不十分」という方もいるのではないのでしょうか。そういう方のために補償額買増しオプションを準備しました。

### 補償額買増しオプションは、次の3種類

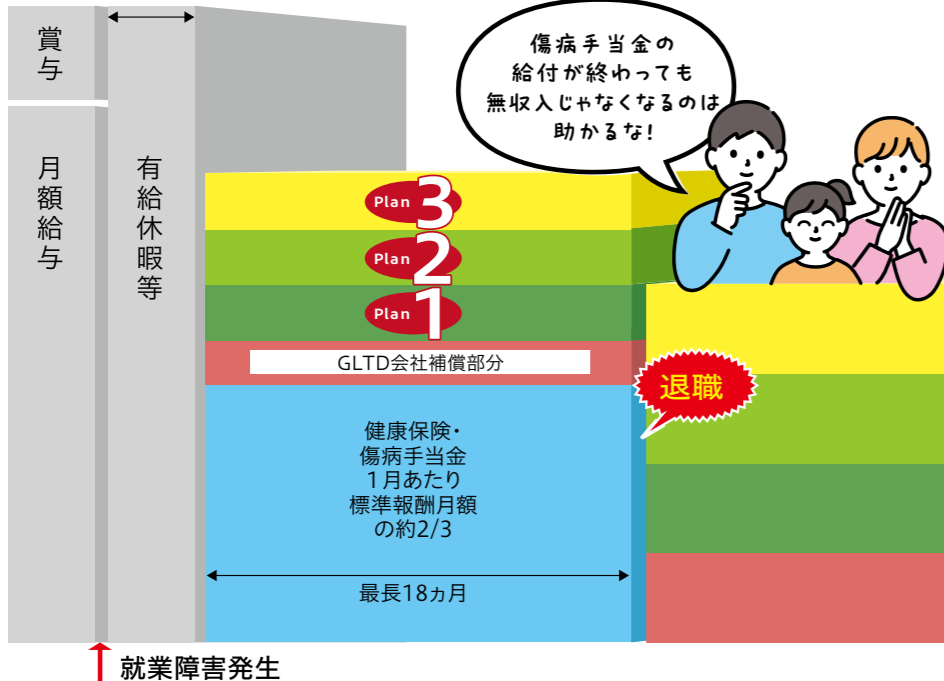
- Plan 3 月額給与の **60%** 買増しプラン
- Plan 2 月額給与の **40%** 買増しプラン
- Plan 1 月額給与の **20%** 買増しプラン

あなたとご家族が1ヵ月生活するのにいくら収入が必要か、それに合わせてプランをお選びください。

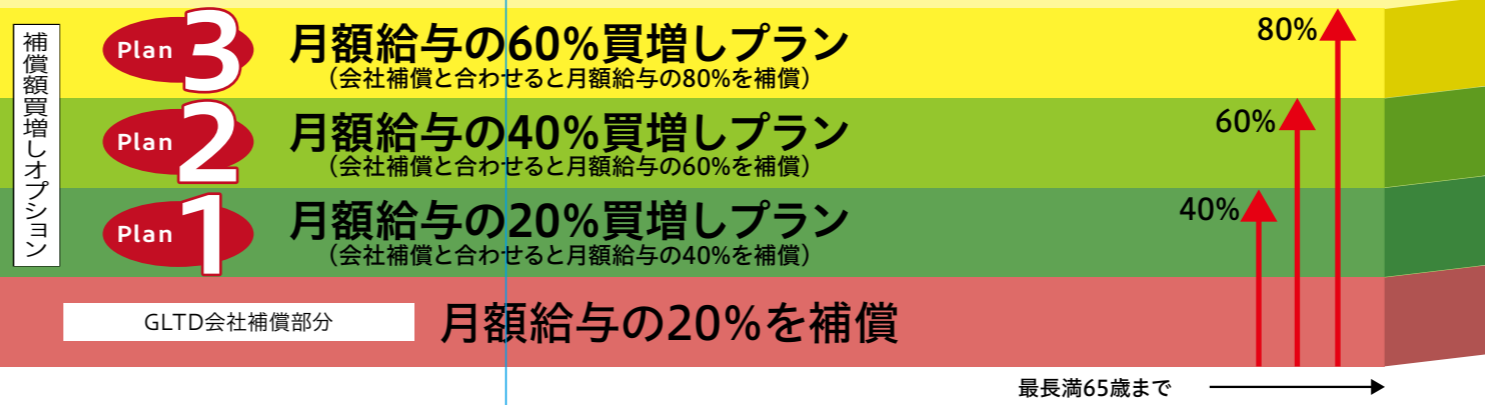
●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、重要事項等説明書の「契約概要のご説明」をご参照ください。

(GLTD制度イメージ図)

支払対象外期間:90日



●精神障害による就業障害の場合、対象期間は最長36ヵ月間となります。●対象期間は65歳に達した日までに、ただし支払対象外期間の終了日の翌日から起算して満65歳までの期間が3年に満たない被保険者については、対象期間を3年とします。



## 5つの特長

### 1 保険金は非課税

保険金は非課税です。所得税及び住民税の対象となりません。

### 2 最長満65歳まで補償します

病気やケガによる就業障害で、連続して休みはじめた日から支払対象外期間を超えても、仕事ができない状態が続いている場合に、補償を行います。傷病が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、最長で満65歳まで収入補償を行います。

※対象期間は満65歳に達した日まで、ただし支払対象外期間の終了日の翌日から起算した対象期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、対象期間を3年とします。  
※精神障害による就業障害の場合には、補償額買増しオプションの対象期間は21ヵ月間(会社補償部分と合わせて最長2年間)が限度となります。  
※対象期間とは保険金をお支払いできる期間です。  
※就業障害については重要事項等説明書をご覧ください。

### 3 復職後の保険金の受取り

傷病が回復したけれども障害が残って以前と同じように仕事ができない、また治療を継続しながら職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部職場復帰しているが収入が20%超減少している場合に、保険金はその減少割合に応じて継続して(最長満65歳まで)支払われます。

### 4 退職後の保険金の受取り

傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合でも、保険金のお支払い条件が満たされるかぎり継続して保険金をお支払いします。

### 5 独自の福利厚生制度

株式会社トミウの従業員のみが加入できる制度です。